

北九州市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、本市市税条例等の関係規定のうち、平成27年4月1日又は公布の日から施行する必要がある下記の項目について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日付け市長専決処分により改正したものの。

【改正内容】

1 法人市民税均等割の税率区分の基準の見直し（市税条例第15条） 法人市民税法人税割の負担軽減の基準の見直し（法人臨特条例第4条）

- 法人市民税均等割の税率区分の基準に係る下記の見直しに伴い、市税条例においても同様の改正を行うもの。

また、「法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例」において定める、法人市民税法人税割の超過税率の適用対象外とする「中小企業」の基準についても、上記見直し後の基準を同様に適用するよう改正するもの。

これらの改正は、平成27年4月1日から施行する。

【見直しの内容】

- ① 法人市民税均等割の税率区分は、地方税法に定める「資本金等の額」と、「資本金と資本準備金の合算額又は出資金の額」（今回追加された基準）のいずれか大きい額によって判定する。
- ② 上記「資本金等の額」が、無償減資（又は無償増資）の額を加味した額となるよう見直す。

2 二輪車等に係る軽自動車税の税率引上げ時期を1年延期 （北九州市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第32号））

- 二輪車等に係る税率の引上げ（平成26年度税制改正分）を、法改正に従い、平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期するもの。
この改正は、公布の日から施行する。

3 その他

- 固定資産税の負担調整措置等に係る規定の整備等